

職業紹介をご希望の求人者・求職者の皆様へ

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下項目を明示します。ご確認下さい。

●取扱職種・地域の範囲に関する事項

職業紹介における当社の取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、日本全国です。

●手数料に関する事項

求職者から受領する手数料：職業紹介に関する求職受付の際、手数料は一切申し受けません。

求人者から受領する手数料：当社が有料職業紹介サービスを提供させて頂きましたときは、以下の手数料を申し受けます。

(＊実際に適用する手数料は、契約書等により下記の範囲内において求人者と合意した金額となります。)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000 円 ・ 活動1日当たり 50,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 三輪泰士 連絡先 090-1727-6969

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人事総務部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 三輪泰士 とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 三輪泰士 とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

求職者が入社後3ヶ月以内に自己都合により退社又は求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、以下のとおり紹介手数料を返還します。

（＊本件、制度の詳細・適用については各求人者との取引において、別の定めを設ける場合がございます。）

- ・入社後10日未満の場合：紹介手数料の100%
- ・入社後1か月未満の場合：紹介手数料の70%
- ・入社後2ヶ月未満の場合：紹介手数料の40%
- ・入社後3ヶ月未満の場合：紹介手数料の20%
- ・入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：紹介手数料の0～10%